

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 1 日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
会長 吉村 真行 様

国土交通省不動産・建設経済局

第 5 6 回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、  
緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、  
テレワーク等の推進について

令和 3 年 2 月 2 6 日に開催された第 5 6 回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除く 1 都 3 県に変更されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について別添 1 の内閣官房事務連絡、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について別添 2 の内閣官房事務連絡、テレワーク等の更なる強力な推進について別添 3 の内閣官房事務連絡のとおり依頼があり、政府対策本部を受けて開催された第 1 8 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において別添 4 のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴連合会におかれましては、会員の皆様に別添 1～3 について、改めて実施を徹底するとともに、基本的対処方針に基づく対策の徹底、催物の開催制限、テレワーク等の更なる強力な推進、その他感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について」

別添 1 別紙 1 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」

別添 1 別紙 2 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

別添 2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

別添 3 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「テレワーク等の推進について」

別添 4 第 1 8 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示